

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構

共同研究事業費補助金のご案内

～中小企業のオープンイノベーションを支援します～

浜松市内の中小企業者が他の中小企業等と連携して行う新技術・新製品開発を促進し、地域経済の活性化を図るため、国や地方公共団体等の競争的資金獲得を目指し取り組む研究活動を支援します。

補助金額

補助率 1/2、上限 50 万円

募集期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）～5 月 31 日（水）

補助対象者

- ① 製造業（研究開発型の、いわゆるファブレス企業も対象に含む）、情報通信業のうち情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業（日本標準産業分類に基づく。))を営んでいること。
- ② 市内に住所又は主たる事務所を有する中小企業者又は個人事業者を 1 者以上含み、事業化研究を目的として 2 者以上の中小企業者又は個人事業者で組織された共同体。
- ③ 浜松市税を滞納していないこと。
- ④ 反社会的勢力に関わっていないこと。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者です。

補助対象事業

- ① 新技術・新製品開発及び試作品等の開発又は開発のための研究活動であること。
- ② 補助金申請日から 3 年以内に国や地方公共団体等の競争的資金の申請を予定していること。

補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうち、以下の経費が対象となります。

ただし、対象経費の合計が 100 千円に満たない事業は対象外となります。

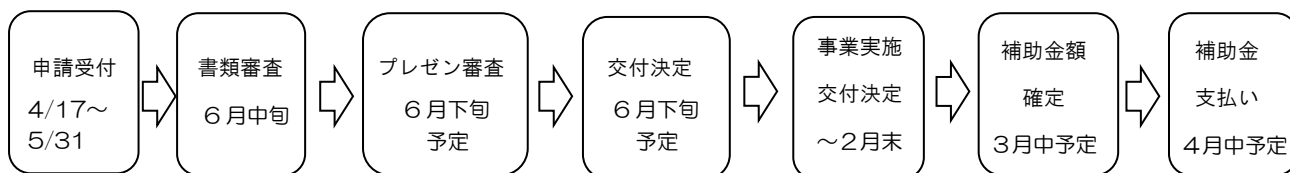
- (1) 材料費・消耗品費
- (2) 外注費
- (3) 賃借料
- (4) 謝金・旅費

※ 役員、従業員又は専門家による旅費のみの申請、通信運搬費、各種税金及び振り込み手数料等は補助対象外です。

※ 交付申請を行う対象事業について、国や・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の対象額から控除します。



スケジュール



※当該事業の申請書を提出されても、審査結果によって必ず採択されるとは限りません。

※交付額は審査結果や事業予算等により、申請額から減額することがあります。

審査のポイント

- ・事業の妥当性（共同体による研究の必要性、実施体制、目標としている競争的資金の適切性）
- ・事業の新規性及び優位性
- ・事業による地域への波及効果（地域経済や社会への貢献が見込まれるか）
- ・事業の発展性（将来的に事業化の可能性があるか）

事業期間

交付決定後から平成30年2月28日（水）まで

応募必要書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 直近2期分の決算書
- (4) 会社概要、パンフレット等
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類

※上記書類は共同体の代表者のみで結構です。

申請方法

（公財）浜松地域イノベーション推進機構のホームページ（<http://www.hai.or.jp>）より申請書をダウンロードしていただき、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参または郵送にてお申込下さい。

お問合せ

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 企業支援 G 担当：西野・清水

〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館8階

TEL 053-489-8111 FAX 053-450-2100

E-mail gijyutsu@hai.or.jp HP <https://www.hai.or.jp>

※その他、交付の条件等は要綱をご確認ください。